ディベート論題　(一部改題)

　　2004年、日本の同盟国Ａが、ある西アジアの国Ｂと戦争を開始し、日本は支援活動のため、自衛隊派遣を行っていた。

　　日本のジャーナリストたちが、戦地に向かい、取材を開始しようとした矢先、防衛庁が*※対Ｂ国自衛隊派遣支援特別措置法の目的*に基づいて「取材ルール」を発表し、その中では、一定の枠組みのなかで取材を行うこと、取材内容に関し、防衛庁当局の許可を得なければ、その報道を控えなければならないことが記されていた。そして、この取材ルールに同意しない限りは取材証を引き渡すことはしなかった。

　　この取材証がなければ、自衛隊が主に活動及び滞在する軍宿営地等周辺区域への立ち入りが禁止され、厳重な対情報流出体制がとられている諸区域への取材は事実上不可能な状態であった。

一方、取材陣が特に撮影困難な部隊の活動等の一部映像も、取材証を有することを条件に、防衛庁当局から提供されることとなっていた。

　　当該政府側の措置に関して、とりわけ憲法上の観点から問題点はあるか。あるとすればそれはどのような点か。

※Ｂ国への支援を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資すること

　　<取材ルール>

　　　現在、自衛隊派遣地Xは「退避勧告」、Yは「渡航の是非の検討する」地域となっており、それは取材者も例外ではありません。取材時に発生する不測事態に関しての責任は負いかねます。

　　　また、報道機関の方々の行動によっては、現地の経済状況、社会状況に思わぬ影響を与えることも懸念されます。

　　　以上のようなことから、現地のおける取材を最大限控えて頂くことを要請します。

　　　加えて、以下の、隊員の生命及び安全に関する事項についての報道の自粛を要請します。

(a)部隊、装備品、補給品等の数量　(b)部隊、活動地域の位置

(c)部隊の将来の活動に関わる情報　(d)部隊の行動基準、防衛手段、警戒態勢

(e)部隊の情報収集手段　(f)部隊の警備関連情報　(g)他国軍等の情報

(h)その他隊員の生命及び安全に関すること　(i)その他部隊等が定める事項

・下線部の措置は、「検閲」にあたるか・・・？

　　・両者が保護する利益はなにか・・・？

参考文献

・『人権と報道-報道のあるべき姿をもとめて』 日本弁護士連合会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 人権擁護委員会

明石書店

・『メディア判例百選』　堀部政男・長谷川恭男　編　　　有斐閣

・『憲法判例百選　第５版』　高橋和之・長谷川恭男・石川健治　編　　有斐閣